

滋賀県リサイクル認定製品表示要領

(趣旨)

第1 この要領は、滋賀県リサイクル製品利用促進要綱(以下「要綱」という。)第9条の規定に基づき、滋賀県リサイクル認定製品(以下「認定製品」という。)にかかる表示に関し必要な事項を定める。

(愛称)

第2 滋賀県リサイクル製品認定制度(以下「制度」という。)の愛称を「ピワクルエコシップ」、認定製品の愛称を「ピワクルエコ製品」と称する。

(マークのデザイン等)

第3 第1の表示デザインは図1および図2のとおりとし、「滋賀県リサイクル認定製品マーク」(以下「マーク」という。)と称する。

(マークの使用制限)

第4 マークは、滋賀県のほか、次に掲げる者以外は使用することができない。

- 1 要綱第3条に基づき認定を受けた者
- 2 その他知事が認めた者

(マークの使用)

第5 第4に掲げるものは、要綱第9条の規定に十分留意の上、認定製品の本体、包装、認定製品を紹介する印刷物等にマークを表示することができる。

認定製品を紹介する印刷物等においてマークを表示するときは、制度の趣旨を記載するなど、県民等が制度の趣旨を理解できるよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第6 マークを使用した者は、その使用に関して消費者等から苦情があった場合には、責任をもってその処理にあたらなければならない。

(マークの変形等)



第7 マークの使用は、図1、図2の下にある使用に当たっての注意事項に従い、マークの変形や色の変更は認めない。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、滋賀県琵琶湖環境部資源循環推進課が定める。

付 則

この要領は、平成17年8月31日から施行する。

マ ー ク		色 指 定
図 1		基本カラー マーク全体および文字の色 C=100、M=30 (DIC181) マークの頬の色 M=50、Y=50 (DIC30) 4 単色の場合 マーク全体および文字の色 K=90 マークの頬の色 K=50
図 2		図 1 と同じ

← 3 →

使用に当たっての注意事項

- ・ マークは、縦横の比率は、4 : 3とし、縮小または拡大して使用するものとする。
- ・ マークは、必ず文字表示と組み合わせて使用し、文字表示の位置を変更しないものとする。
- ・ マークは色指定に従い、2色または単色で使用するものとする。
- ・ マークを縮小して使用するときは、マークと文字が変形したり、文字が判読できないような過度な縮小はしないものとする。
- ・ 認定製品とそれ以外の製品が混在して掲載されている商品カタログ等の印刷物にマークを使用するときは消費者が容易に認定製品と識別できるよう表示するものとする。